

大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた 防火安全対策について

平成21年12月2日
予防課

大阪市浪速区個室ビデオ店火災の概要

1 発生日時等

発生時刻: 平成20年10月1日 2時50分頃

覚知時刻: 平成20年10月1日 2時59分

2 発生場所

住 所: 大阪府大阪市浪速区難波中3丁目3番地23号

建物名称: 桧ビル

用 途: 複合用途ビル((16)項イ)

焼損程度: 1階店舗(部分焼(焼損床面積37m²、焼損表面積57m²))



3 建物概要

構造 耐火造 階数 地上7階

建築面積 262m² 延面積 1,318m²

消防同意 昭和48年9月25日

使用開始 昭和49年5月15日

消防用設備等 消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯、連結送水管

4 死傷者等

死 者 16人(全て男性客)(30日死者1名を含む)

負傷者 9人(男性8人(客4人、従業員2人、周辺住民2人)、女性1人(周辺住民))

5 施設の状況

6階、7階 居宅(オーナー住宅)

2~5階 事務室、空室((15)項)

1階 個室ビデオ((2)項ニ)

大阪市浪速区個室ビデオ店火災に対する消防庁の対応

火災原因調査

消防法第35条の3の2の規定に基づき消防庁長官の火災原因調査を発動し、消防庁職員7名現地派遣

通知、調査

○個室ビデオ店等について緊急調査を行うとともに防火対策の徹底をするよう通知

(「個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について」(平成20年10月1日付け消防予第255号))

○個室ビデオ店等について夜間の応急体制の確保及び自動火災報知設備の早期設置の促進等を指導するよう通知

(「個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底について」(平成20年10月7日付け消防予第257号))

調査結果

(公表:①H20.11.25 ②H21.3.27 ③H21.6.3 ④H21.9.16)

スプリンクラー設備違反

① 8.1% → ② 5.3% → ③ 3.8% → ④ 3.6%

自動火災報知設備違反

① 13.6% → ② 10.4% → ③ 8.5% → ④ 7.4%

消防訓練違反

① 40.5% → ② 26.0% → ③ 22.3% → ④ 19.8%

大阪市消防局と協力して火災原因調査を実施

全国の消防機関において類似火災発生防止のため防火対策の更なる徹底と違反是正の推進

予防行政のあり方に関する検討会(座長:平野 敏右 千葉科学大学学長)において、防火安全対策を検討し、とりまとめ

現状と課題

＜背景＞

平成19年1月の兵庫県宝塚市カラオケボックス火災を踏まえ、個室ビデオ店等*について、すべて自動火災報知設備の設置を義務づけ、平成20年10月1日から施行。
→平成22年3月31日まで猶予期間が設けられているところ。

* 個室ビデオ店、カラオケボックス、インターネットカフェ・漫画喫茶、テレフォンクラブ等の遊興に供する個室型店舗（令別表第1(2)項ニ）

平成20年10月1日 大阪市浪速区個室ビデオ店火災

（死者15名、負傷者10名（うち1名が10月14日に死亡））

煙が内部で急激に滞留しやすく、通路も狭く複雑で行き止まり構造となっており、防火管理者や店舗従業者による応急活動が適切に行われなかつたこと等から、個室で仮眠等していた利用客が逃げ遅れたもの。

→全国の個室ビデオ店等に関する緊急調査を実施した結果、消防訓練の未実施など消防法令違反が多数見られる状況。



個室ビデオ店等においては、次のような防火安全上の課題があり、速やかに措置を講じていくことが必要。

- ①火災の早期覚知・伝達（自動火災報知設備の機能を一部強化）
- ②通路の避難障害（煙の中での避難方向の指示、扉の開放による避難障害の除去）
- ③防火管理体制（消防訓練の実施、夜間の応急体制等）
- ④消防機関における立入検査、違反是正等（防火上の不備を是正）

対応の考え方

個室ビデオ店等における安全確保のため、消防法令上の基準の見直しなど、早急に措置を講ずることが必要。

1 火災の早期覚知・伝達手段の確保

- (1) 自動火災報知設備の早期設置の促進
- (2) 個室ビデオ店等に対応した自動火災報知設備の機能等の確保
 - ①感知器の種別について、個室内においても煙感知器を設置
 - ②個室でのヘッドホン使用に伴い、火災警報の聞取りに支障を生じないよう措置（ヘッドホンの音響停止、警報用のベル等の増設等）
 - ③受信機は再鳴動機能付きのものを設置
- (3) 火災の警戒体制の確保（従業者の巡回、防犯カメラの監視等）

2 通路での煙等による避難障害への対策の確保

- ①誘導灯又は蓄光式誘導標識を床又はその近辺に設置
→併せて、利用客に予め避難方法を周知（個室への避難経路図の掲出等）
- ②個室の扉が自動的に閉鎖するよう措置（自動閉鎖装置の設置等）

3 防火管理体制の確保に関する支援促進

平成20年度第2次補正予算等により、下記の支援事業を実施

- ①消防庁において消防訓練マニュアルを作成
- ②消防機関において訓練指導等を行うための人員を支援

4 消防機関における立入検査、違反是正等の充実強化

- ①個室ビデオ店等において、立入検査・違反是正を重点的に実施
- ②建築部局など関係行政機関との連携を推進
- ③消防機関において、立入検査等に必要な体制を積極的に確保

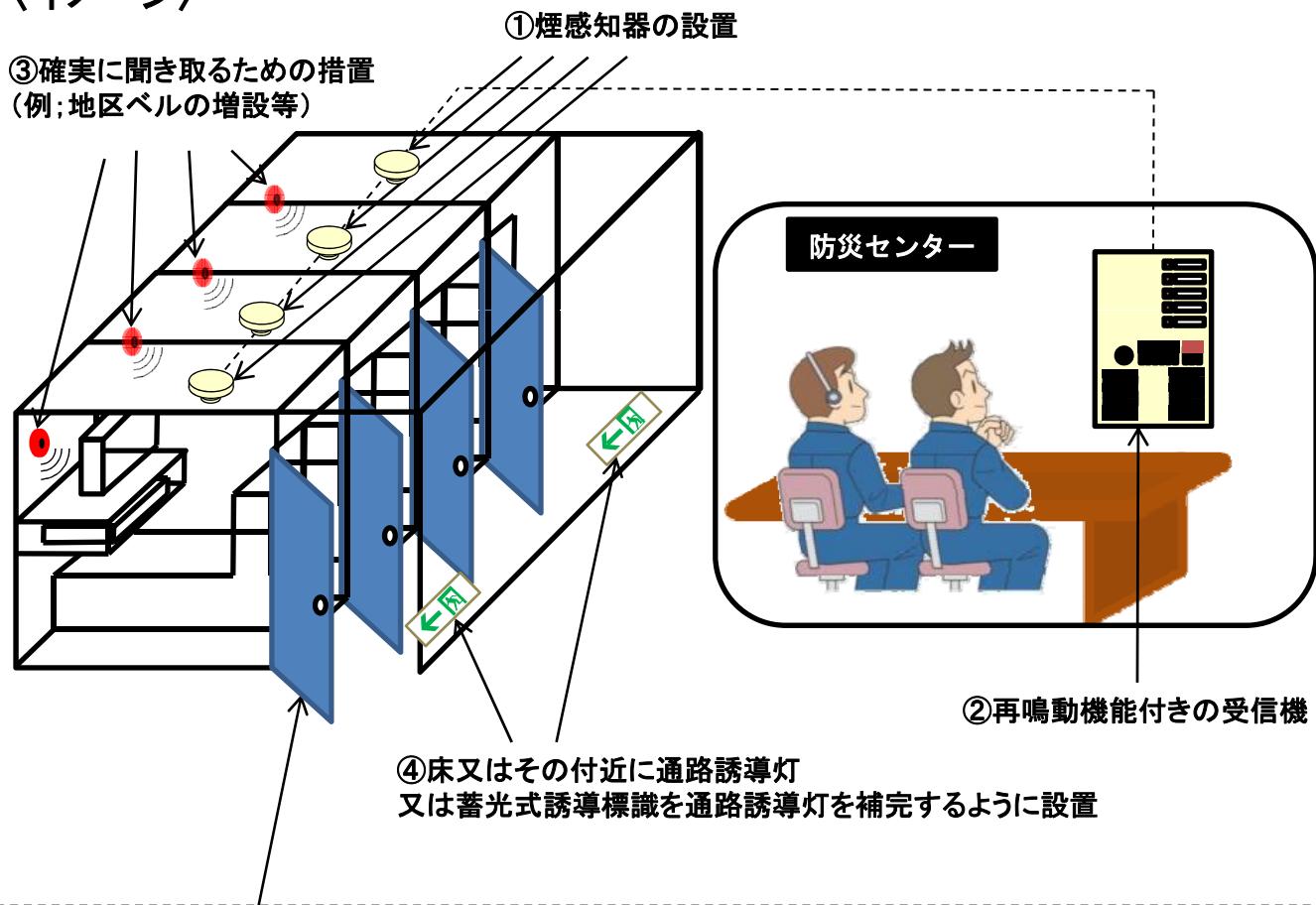
消防法施行規則の一部を改正する省令(平成21年9月30日公布)等について

改正の概要

個室ビデオ店等について、次の消防用設備等の基準強化を行う。

- ①個室(その他これに類する施設を含む。以下同じ。)に煙感知器を設置する。
- ②当該部分が存する防火対象物に再鳴動機能を有する受信機を設置する。
- ③ヘッドホン等を用いたサービスを提供する個室について、当該サービスの提供中であっても、地区音響装置及び非常警報設備の警報音が確実に聞き取れるように措置する。
- ④通路誘導灯又は蓄光式誘導標識を廊下及び通路の床面又はその直近の避難上有効な場所に設ける。

〈イメージ〉



※個室の外開きの戸に対する自動閉鎖の措置については、全国消防長会予防委員会において火災予防条例の一部改正案がとりまとめられ、全国の消防本部に対して周知。

施行日等

平成21年12月1日 施行。

既存の防火対象物については、経過措置として平成22年11月30日までの猶予期間あり。

防火管理体制の確保に関する支援促進

地方財政措置(平成21年度)

予防査察体制の強化

近年の防火対象物の高層化、複雑化により1件当たりの立入検査及び事務処理にかかる時間が増加していることから、予防査察活動の強化のため必要な人員を拡充(標準団体当たり1人増員)立入検査・違反処理等に伴う旅費を拡充(標準団体当たり1,740千円引き上げ)

緊急雇用創出事業(H21～H23厚労省事業)

緊急雇用創出事業(H20補正+H21補正4,500億円)を活用した防火安全対策の普及啓発事業

防火安全対策の周知徹底のため、消防用設備等の設置維持、防火管理、住宅防火対策等の知識を有する防火安全対策普及員を養成し、訪問指導や普及啓発活動、違反是正支援等を実施
(H21.4現在 55団体で実施中)

平成20年度2次補正予算 2.5億円

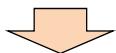
個室型店舗等の緊急的な防火安全対策等支援事業

大都市を中心に個室型店舗等の防火対象物関係者に対する自主防火の取り組みの支援事業を追加で実施

個室型店舗等における消防訓練マニュアル(平成21年6月)

個室ビデオ店等の運営実態等に応じた消防訓練の実施が必要

- ・深夜等の営業→利用者が特に火災に気付きにくい状況を想定
- ・少人数でアルバイトが主体の体制 → 優先度の高い対応を確実に実施させる



「個室型店舗等における消防訓練マニュアル」を作成・配布

各個室等にいる利用者に確実に避難を呼びかける行動を徹底

パンフレット・映像教材を併せて作成・配布

消防訓練フロー

目標時間
90秒

感知器発報

出火場所の確認

受信機により感知器の発報場所を確認

現場の確認

現場で火災発生の有無を確認

消防機関への通報

携帯電話等で119番通報

全ての利用客に火災を知らせる

他の従業員に火災を知らせる

避難誘導

扉の閉鎖の確認

逃げ遅れの確認

初期消火

消防隊への情報提供